

第 2 回那珂川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は、大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第2回那珂川河川整備計画関係県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせしておりますけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様態を配信することといたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、別室へ中継映像の配信を行います。

それでは、準備が整いましたので会議を進めさせていただきます。まずお手元に配付しております資料の御確認をさせていただきます。

一番上に資料の目録、そして議事次第、名簿、座席表と規約、資料-1、那珂川河川整備計画(骨子)、資料-2、資料-1に行番号のみ付した資料でございます。

その下が資料-3、当面の進め方。資料-4、那珂川の現状と課題。一番下に参考資料-1として霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書についてという資料をお配りしております。

配付漏れなどがございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長、泊より、御挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。

本日は、ご多忙の中「第2回那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席をいただきありがとうございます。

5月28日に第1回那珂川河川整備計画関係県会議を開催し、「那珂川の現状と課題」、「当面の進め方」をお示しいたしました。その際にお示しをいたしましたとおり、その後6月2日に第1回那珂川河川整備計画有識者会議を開催したところです。本日は、那珂川河川整備計画（骨子）と当面の進め方についてお示しをさせていただきます。

皆様には貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、議事に進みたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

3. 那珂川河川整備計画（骨子）

○河川調査官

議事次第の3について資料の説明をいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の御説明をさせていただきます。河川整備計画の骨子について御説明を

させていただく前に、資料－４的那珂川の現状と課題と、参考資料－１の霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討について説明をさせていただきます。

まず、資料－４的那珂川の現状と課題につきましては、５月２８日に開催いたしました第１回の関係県会議の場で御説明をさせていただいております。この資料－４は６月２日に開催されました那珂川河川整備計画有識者会議において、委員から出ました御意見を反映したものとなっております。

改めての説明は割愛をさせていただきます。

次に、参考資料－１の霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討についてでございますが、前回この会議で霞ヶ浦導水事業について御発言があり、その場で検証の経過を説明させていただきました。本日参考資料－１を配付をさせていただいております。前回御説明をさせていただいておりますので、本日、参考資料－１の詳細な説明は割愛をさせていただきますが、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討結果を踏まえ、この後、御説明をいたします那珂川河川整備計画の骨子に反映をしております。

それでは、河川整備計画の骨子について御説明をさせていただきます。お手元に資料－２を御用意ください。骨子の資料としましては、資料－１と資料－２がございますが、資料－２は説明時にわかりやすいよう、資料－１に行番号のみを付した形の資料でございます。内容は資料－１と同じものとなっております。説明はこの資料－２を用いて御説明をさせていただきます。

１枚めくっていただきまして、１ページをごらんください。１ページは目次でございます。内容を大きく三つ分けて構成をしております。

まず一つ、大きな一つ目として、１行目の河川整備計画の対象区間及び期間でございます。大きな二つ目としまして、４行目の河川整備計画の目標に関する事項でございます。大きな三つ目として、８行目の河川の整備の実施に関する事項でございます。それぞれについて順番に説明をさせていただきます。

２ページをごらんください。

２ページは河川整備計画の対象区間及び期間をお示しをしております。

上段は河川整備計画の計画対象区間でございます。３行目でございますが、那珂川水系那珂川河川整備計画の計画対象区間は下図のとおりですということで、資料中央に図で対象区間をお示しをしております。いわゆる直轄区間が対象区間となります。

続いて、下段は、計画対象期間でございます。５行目でございますが、河川整備計画の

対象期間は、概ね30年とします。

続いて、6行目でございますが、河川整備計画は現時点の社会経済状況等を前提として策定するものであり、策定後においても状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、必要がある場合には計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。

続いて、3ページをごらんください。

3ページからは河川整備計画の目標に関する事項についてお示しをしております。

2行目でございますが、那珂川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。

続いて、3行目でございますが、首都圏を代表する清流であることや、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開をします。

以降、5行目には災害の発生の防止又は軽減に関すること。7行目には河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関すること。10行目には河川環境の保全と再生に関すること。12行目には河川の維持管理に関することについて、それぞれ目標を記述してございます。

また、16行目でございますが、気候変動に伴う降水形態の変化等により渇水や洪水・高潮・水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

続いて、4ページをごらんください。

4ページは、河川整備計画の目標のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標をお示ししております。

3行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って治水安全度の向上と適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6行目でございますが、洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を基準地点野口において、近年最大の平成10年8月洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

8行目でございますが、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の

洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

10行目でございますが、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び研究を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生防止又は軽減を図ります。

続いて、5ページをごらんください。

5ページは、河川整備計画の目標のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標と河川環境の整備と保全に関する目標をお示しをしております。

上段は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。3行目でございますが、野口地点においては、かんがい期概ね31トン、非かんがい期概ね23トン。下国井地点においては、かんがい期概ね24トン、非かんがい期概ね19トンを安定的に確保するよう努めます。なお、この目標については、霞ヶ浦導水事業の検証時に設定したものと同一ものを掲げております。

続いて、下段は、河川環境の整備と保全に関する目標でございます。

7行目でございますが、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

9行目でございますが、水質については、地域住民や関係機関と連携を図るとともに、流水のモニタリング等を行いながら、その保全・改善に努めます。

10行目でございますが、桜川については、BOD5mg/L以下を目標水質とします。なお、この目標については、霞ヶ浦導水事業の検証時に設定したものと同一ものを掲げております。

11行目でございますが、多様な生物が生息する汽水域や河原固有の植物や鳥類等が生息・生育する礫河原の保全・再生に努めます。

12行目でございますが、河川の連続性の確保を図り、アユ・サケ等の回遊性魚類について、縦断的な生息環境の保全に努めます。

13行目には、人と河川とのふれあいの確保について、15行目には水面利用について記述してございます。

16行目でございますが、景観については、上流部の山間渓谷美に富んだ渓谷環境や中・下流部の礫河原、ヨシ群落等が広がる河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成に努めます。

続いて、6ページをごらんください。

6 ページからは、河川の整備の実施に関する事項をお示しをしております。河川の整備の実施に関する事項は、河川工事と河川の維持に分かれておりまして、初めに河川工事に関するものでございます。6 ページと次の7 ページは河川工事のうち、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項でございます。

4 行目でございますが、河川の整備に当たっては、はん濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ります。

その下の7 行目以降については、対策を六つに大別をしてお示しをしております。対策の一つ目は、洪水を安全に流下させるための対策でございます。8 行目以降に五つに分類してお示しをしております。

一つ目は、8 行目の堤防の整備でございます。

9 行目でございますが、堤防が整備されていない区間や堤防の断面形状に対して、高さ又は幅が不足している箇所のうち、家屋等への被害が生じる恐れのある箇所について、築堤・かさ上げ・拡築を行います。

11 行目でございますが、なお、洪水を安全に流下させるための堤防を整備し、津波、高潮による被害の発生の防止を図ります。

二つ目は、12 行目の河道掘削でございます。

三つ目は、14 行目の橋梁架替でございます。

四つ目は、16 行目の洪水調節容量の確保でございます。

五つ目は、18 行目の中流部の浸水防止対策でございます。19 行目でございますが、中流部の狭窄部において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施します。

続いて、7 ページをごらんください。

7 ページは、先の6 ページに続いて、残りの対策をお示しをしております。対策の二つ目は、4 行目の浸透対策でございます。

三つ目は、7 行目の超過洪水対策でございます。

四つ目は、9 行目の地震、津波遡上対策です。

五つ目は、14 行目の内水対策でございます。

六つ目は、18 行目の危機管理対策でございます。

以上が河川工事のうち、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する

事項となっております。

続いて、8ページをごらんください。

8ページは、河川工事のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項と河川環境の整備と保全に関する事項についてお示しをしております。

上段は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。4行目でございますが、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、流況調整河川、具体的には霞ヶ浦導水を整備します。

下段は、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。9行目でございますが、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

その下の11行目以降に対策を三つに大別をしてお示しをしております。

対策の一つ目は、11行目の水質改善対策でございます。12行目でございますが、水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図ります。14行目でございますが、流水のモニタリング等を行いながら、良好な水質の保全に努めます。15行目でございますが、夏季に環境基準を達成できていない桜川において、浄化用水の導入、具体的には霞ヶ浦導水により水質改善を行います。

二つ目は、17行目の自然環境の保全と再生でございます。18行目でございますが、中流部においては、カワラバッタ・イカルチドリ等の生息環境となる礫河原の保全、アユ・サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵の保全を図ります。20行目でございますが、涸沼が「ラムサール条約湿地」に登録されたことを踏まえ、下流部及び涸沼川においては、ヒノマイトンボが生息する水域のヨシ群落等の保全を図ります。

三つ目は、22行目の人と河川との豊かなふれあいの確保でございます。

続いて、9ページをごらんください。

9ページからは、河川の整備の実施に関する事項のうち、河川の維持に関するものでございます。9ページと10ページは、河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項でございます。

4行目でございますが、河川維持管理に当たっては、那珂川の河川特性を十分に踏まえ、

河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」に基づき計画的な維持管理を継続的に行います。

その下の7行目以降には対策を七つに大別してお示しをしております。

対策の一つ目は、7行目の堤防の維持管理でございます。

二つ目は、13行目の河道の維持管理でございます。

三つ目は、16行目の水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理でございます。

続いて、10ページをごらんください。

10ページは、先の9ページに続いて残りの対策をお示ししております。対策の四つ目は、4行目の許可工作物の機能の維持でございます。

五つ目は、8行目の不法行為に対する監督・指導でございます。

六つ目は、11行目の河川等における基礎的な調査・研究でございます。

七つ目は、15行目の地域における防災力の向上でございます。

以上が河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項となっております。

続いて、11ページをごらんください。

11ページは、河川の維持のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項と河川環境の整備と保全に関する事項についてお示しをしております。

上段は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。4行目でございますが、河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。6行目でございますが、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩素イオン濃度等の水質を監視し、広域的に低水管理を実施します。9行目でございますが、湯水対策が必要となる場合は、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて水利使用の調整に関してあつせん又は調停を行います。

下段から、13ページまでは河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

14行目でございますが、河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

その下の15行目から対策を八つに大別してお示しをしております。

対策の一つ目は、15行目の水質の保全でございます。

二つ目は、21行目の自然環境の保全でございます。

続いて、12ページをごらんください。

12ページは、先の11ページに続き、残りの対策をお示ししてございます。

対策の三つ目は、4行目の河川空間の適正な利用でございます。

四つ目は、7行目の水面の適正な利用でございます。

五つ目は、10行目の景観の保全でございます。

六つ目は、13行目の環境教育の推進でございます。

続いて、13ページをごらんください。

13ページは、先の11、12ページに続いて残りの対策をお示ししてございます。

対策の七つ目は、4行目の不法投棄対策でございます。

八つ目は9行目の不法係留船対策でございます。

以上が、河川の維持のうち、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

以上で、河川整備計画の骨子について説明を終わります。

4. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、当面の進め方について御説明をさせていただきます。

資料－3のA4縦の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、本日のこの会議でお示しをさせていただきました那珂川河川整備計画の骨子について、関係する住民への意見募集と学識経験者の意見をお聞きいたします。

一つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を本日から7月16日までの1カ月間行います。

二つ目の四角でございますが、那珂川河川整備計画有識者会議を22日に骨子を議題として開催をいたします。

以上で説明を終わります。

○河川調査官

私どもが本日用意した資料は、以上となります。

それでは、お示しした内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただいて、御所属とお名前の後に御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

茨城県さん、お願いいたします。

○茨城県土木部長

茨城県土木部長の渡辺でございます。

この整備計画の骨子の内容については、このとおり異論はないということでございますけれども、お願いというか、配慮をしていただきたいなということが何点かございます。

1点目は、治水に関してでございますけれども、特に那珂川とか支川の涸沼川、まだ無堤地区が結構ありますので、そこについては最優先で、スピード感を持って推進していただきたいということです。

それから河道掘削だとか、築堤だとか、そういう河道整備。それから洪水のピーク流量の低減のための遊水地の整備等がありますけれども、その辺は6ページにちょっと書いてあったかと思えますけれども、上下流の安全度のバランスをしっかりと確保した上で、整備を着実にぜひ進めていただきたいということでございます。

2点目ですけれども、地震と津波遡上対策についてです。3.11の東日本大震災のときに那珂川は大体24キロぐらいのところまで水戸市の根本というところまで津波が遡上したんですけれども、それによって水門等から津波が逆流して、それで県管理河川の護岸等が被災したというような、そういう被害も発生しました。7ページのほうで御説明がございましたけれども、これからまだ南海トラフとか等、巨大地震も想定されますので、水門操作につきましては、しっかりとそういう危機のときでもちゃんと操作できる、例えば自動化だとか、耐震化対策、非常電源、そういったものはぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

3点目が、霞ヶ浦導水ですけれども、霞ヶ浦導水事業については、特に水戸市の桜川を含む千波湖で非常に水質、アオコの発生だとか、特に夏場ですけれども、非常に問題になっています、水面の景観だとか、悪臭だとか、そういったものが発生しています。現在、暫定的にというか、那珂川から千波湖へ浄化用水の導水なんかしているんですけれども、結構まああの一定の成果が上がってますけれども、まだまだ目標の達成には至ってないというふうに認識していますので、霞ヶ浦導水事業については計画的に進めていただいて、

事業効果が早期に発現をするように努力していただきたいというふうに思っています。

4点目が、自然環境の保全と再生ですけれども、那珂川、ここにも記述ありましたけれども、アユ等の産卵、あるいは生息場所であるとか、涸沼は汽水環境ということで、ヤマトシジミが生息すると。それからヨシ群落があつて、そこにはヒヌマイトトンボという絶滅危惧種に指定されている、そういう生息場所にもなっておりますので、これ、8ページにあったかと思えますけれども、良好な自然環境の保全と再生については十分御検討いただきたいと。また、漁なんかを行っている方もいると思えますので、そういうのも含めて動植物の自然環境についても、しっかり対処いただきたいと思っています。

最後になりますけれども、合意形成に関してです。地元市町村との合意形成については、今後、意見募集というのを先ほど当面の進め方やるといふ、始めるということですのでけれども、引き続き丁寧な合意形成を図るよう、努力していただければというふうに思っています。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部次長（県土整備部長代理）

栃木県県土整備部次長の見目です。今日は部長が議会のために私が代理で出席しております。

私どものほうもこの骨子については基本的には了承しておりますが、何点か配慮していただきたい点がございまして、ちょっと申し上げたいと思えます。

1点目は、治水の話ですが、4ページに今回の整備計画の目標流量の設定が書いてあり、平成10年8月の洪水と同規模ということで、非常にありがたいんですが、この洪水では本県の管理区間、余笹川流域ですけど、甚大な被害がありまして、直轄の中流の区間でも大分浸水被害がありました。そういうことで、6ページのほうですか。中流部の浸水防止対策という記載がありますが、その点、整備計画に本県内の位置づけをお願いしたいのと、対策箇所を選定に当たっては、市町村の意見を十分反映させていただきたいというふうに思っております。

2点目は、7ページ、内水対策という項目がございましてけれども、河川の整備は下流から段階的にやってくるのは当然理解できますが、本県の中流部にある市町村では、洪水のた

びに内水被害が発生しているところがございます。そういうところを鑑みて、優先度もあるでしょうけれど、ひとつその辺の内水対策もよろしくお願ひしたいと考えております。あわせて、(6)に危機管理対策という記述がありますが、本県においても危機管理対策として防災拠点の整備を鋭意進めております。ぜひこの危機管理対策については、近年の降雨が異常でございまして、想定を超える洪水が発生する可能性があると考えますので、河川整備にあわせてソフト対策もそうですが、防災拠点の整備とか、資材の備蓄等についてこの整備計画に反映させていただければというふうに思っております。

3点目は、8ページのほうに河川環境の整備と保全という記述があります。前回の会議でも部長のほうから申し上げましたが、那珂川というのは関東一の清流ということで、那珂川の貴重なアユ等の水産資源、そういうものや自然環境に十分配慮をお願いしたいと思います。

最後になりますけれど、茨城県さんと同じですが、当面の進め方ということで、先日、現状と課題について市町村に向けて情報提供の場を設けていただきましてありがとうございます。これからもパブリックコメント等がございますので、引き続き関係市町に丁寧な情報提供と説明のほう、お願ひ申し上げます。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは茨城県さん、栃木県さんから御発言をいただきましたので、整備局のほうからコメントさせていただきたいと思ひます。

まず、最初の3番目の那珂川河川整備計画骨子というところで、整備計画の骨子の内容につきまして、幾つか御発言をいただきまして、茨城さんのほうからは堤防整備を初めとする治水対策。あと地震、津波遡上対策。それから霞ヶ浦導水事業の関係。それから自然環境の保全、再生といったところでございました。

栃木県さんのほうからは、中流部の浸水防止対策、あるいは内水対策。そして防災拠点などの危機管理対策、そして気候変動による影響の考慮だとか、あと那珂川の清流を踏まえての水産資源だとか、自然環境への配慮といった点、さまざまな発言をいただいたところでございます。

今回、こういう形で骨子というのをお示ししておりますけれども、今後、こういった両県さんの御発言も踏まえつつ、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えておりま

すので、よろしくお願い申し上げます。

それから、4番目の当面の進め方に関するところで、幾つか御発言をいただきました。こちらにつきましては、先ほど資料-3のほうでお示しをしましたとおり、今後この骨子に関しまして、学識経験者、あるいは関係する住民の方々から御意見をいただくというような手続をしていきたいというふうに考えているところでございます。

整備計画の検討に当たりましては、今後とも両県の皆様とはこの会議を含めまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容につきまして認識を深めていくというふうにさせていただきたいというふうに考えておりまして、こちらにつきましても引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日いろいろな御見解をいただきましたけれども、さらに何かあるようでしたら書面等でいただければ幸いですので、よろしくお願い申し上げます。

まず、いただきました御発言に関しまして整備局からコメントさせていただきましたけれども、そのほか全体通じまして、何かありましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○河川調査官

特段、御発言ないようでございますので、それでは、これをもちまして本日の那珂川河川整備計画関係県会議、2回目の関係県会議を閉会させていただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —